

弘前大学プロモーションメンター制度実施要項

1. 目的

女性教員・若手教員が教育・研究・管理運営等にかかる現状や課題等を相談できる体制を整備するとともに、役職者が女性教員・若手教員との面談を通じて多様な視点から学内の現状や課題等を把握できる体制を構築し、もって、弘前大学における女性教員・若手教員の上位職への登用促進を図ることを目的とする。

2. 内容

対象となるメンティーに対し、理事及びメンティーが所属する学部等の長をプロモーションメンターとして配置する。メンターは面談を通じて女性教員・若手教員の意見を受け止め、教育・研究・管理運営等にかかる現状や課題を把握するとともに、当該教員が将来的に昇任または上位職に就くための助言やシステム改革を積極的に行う。詳細は、以下のとおり。

(1) メンティー

メンティーは、将来的に上位職に就くことを視野に入れている弘前大学の女性教員（准教授以下）、または、若手教員（助教以下）でありメンタリングを希望する者とする。本制度において若手教員は、国立大学法人弘前大学 第4期中期目標・中期計画の若手教員の定義により、40歳未満（面談を希望する年度末時点）の者とする。

各年度のメンティーは、最大7名（女性優先）とする。

(2) プロモーションメンター

プロモーションメンターは、1人のメンティーに対し、理事及びメンティーが所属する学部等の長の計2人が務める。

プロモーションメンターは守秘義務を負う。

(3) 実施方法

女性教員・若手教員からメンタリングを希望する者を募る。希望者の多寡に応じて、メンティーの決定について部局長と調整する場合がある。

メンティー決定後、理事、学部等の長がそれぞれメンティーと個別に面談を行う。理事とメンティーとのマッチングは、メンティーの希望等を踏まえて男女共同参画推進室が行う。

(4) 実施時期

メンティー及びプロモーションメンターの都合に合わせて実施する。面談の回数は、1人のメンティーにつき各プロモーションメンターと当該年度に1回以上2回までとする。当該年度中にメンティーである教員が昇任または転出した場合には、プロモーションメンターの配置を終了する。

(5) 実施報告書の提出

プロモーションメンターは、面談から1カ月以内を目安に別紙様式により男女共同参画推進室長に実施報告書を提出する。実施報告書は男女共同参画推進室長が管理し、効果的な方策検討のための資料として適切に扱う。必要に応じて学長等と共有する。

3. 問い合わせ先

男女共同参画推進室

内線 3888 メールアドレス jm3888@hirosaki-u.ac.jp